

Ⅲ 川崎市子どもの権利委員会の意見

1 総論的意見

第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画に関して、市は各所管部署による3年間の取組に対する自己評価を実施し、一覧表を作成すると同時に、全体的な自己評価を作成した。

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市による自己評価に対して、全般的な評価と提言及び、施策の方向1～4毎の評価と提言を以下のとおり作成した。

- 「平成22年度の実施状況」については、可能な限り、当初の数値目標と実績数値を挙げるのが、実施状況を理解する上で望ましいと思われた。
- 「3年間の成果と課題」において、事業の成果として「計画どおり実施した」ことを挙げている箇所が見られた。本計画は子どもの権利の実現を目標としているので、その成果が「川崎市子どもの権利条例」における、どの条項の実現に寄与したか、明確にすることが望ましいと思われた。
- 同様に、本計画は子どもを対象とするものなので、その成果ないし課題については、子どもの視点からの評価が必要であると思われた。

2 施策に対する意見

(1) 施策の方向1 「子どもの相談及び救済の充実」について

【推進施策1】は、子どもが直接相談できる機関について子どもが安心して容易に相談できる体制や環境の整備と、それらの機関に関する子どもを対象とした広報の改善が目的である。具体的取組として、①SOSカードの配布やホームページの改善、②人権オンブズパーソンによる子ども向け広報・啓発事業、③スクールカウンセラー制度の充実と24時間電話相談、④区役所こども支援室や児童相談所の相談窓口の充実、⑤区役所保健福祉センター・こども家庭センターによる思春期保健相談等があるが、悩んだときに実際に各機関を利用したいという子どもは多くないという調査もあり、今後の課題は、子どもたちと相談しつつ、子どもたちが実際に各機関を利用したいと感じる広報媒体の作成と配布方法を工夫することである。

【推進施策2】は、子どもの権利擁護のための施設整備が目的である。具体的取組としては、①人権オンブズパーソン機能の充実、②北部地域における児童相談所の開設、③児童ファミリーグループ・里親制度の拡充、④児童相談所一時保護施設の

整備、⑤学校における子どもの処遇に関する手続きの適正化等がある。今後の課題は、複雑化・多様化する子どもの相談に対処できる適切な体制の整備が求められる。

【推進施策3】は、障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもへの支援体制の整備が目的である。具体的な取組としては、①地域療育センターでの相談体制の整備、②発達障害者支援センターの整備、③川崎病院精神科による思春期外来診療、④同小児科による精神衛生外来診療、⑤学校における心の健康相談、⑥外国人の子どもに対する日本語指導、⑦適応指導教室（ゆうゆう広場）の運営、⑧ボランティア学生による相談体制の整備、⑨DV被害者支援、⑩児童福祉施設や里親家庭の子どもに対する子どもの権利教育、⑪区役所のこども相談事業、がある。今後の課題は、増加するニーズに対応するための必要な人員の確保を含む制度の拡充、保護者への啓発、関係機関の間の連携の強化である。

【推進施策4】は、子どもの権利に関する意識啓発が目的である。具体的な取組には、①子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配布や各種広報媒体の制作・配布、②区役所こども支援室によるこども相談事業、③こども家庭センターの機能充実、④要保護児童対策地域協議会の運営、⑤児童家庭支援センターによる相談事業等、がある。子どもの権利に関する意識を高めるためには、広報媒体の中に子どもの権利条例を具体的に盛り込むこと、子どもの権利アプローチを各種研修等に盛り込むことが望まれる。

【推進施策5】は、子どもからのSOSを適切に受け止めるための学校の体制整備が目的である。具体的な取組としては、①教育委員会による学校支援や教職員を対象とする人権研修、②スクールカウンセラーの配置・活用・研修、市立小中学校への児童虐待防止・援助活動に関する出張研修等、がある。今後の課題は、SOSを発信できない子どもを救済する手段・制度の整備が求められる。

【推進施策6】は、区役所を中心とした、子どもが気軽に相談できる体制の充実である。具体的取組としては、①区役所こども支援室による「こども相談窓口」における相談業務や関係機関との連携、②子育てに問題を抱える母親へのグループカウンセリング、③乳幼児健康診査、④母子訪問・母子相談、⑤母子保健指導者研修、⑥区役所こども支援室による幼稚園・保育園・小学校の連携推進等、がある。今後重要となるのは、区役所こども支援室を中心とした関係機関・地域社会との連携の拡充であろう。

【推進施策7】では、人権オンブズパーソン制度の整備・充実である。具体的取組としては、①子ども相談カード、子ども向けリーフレット、その他の広報媒体を通じた人権オンブズパーソン制度の広報、②人権オンブズパーソン子ども教室の実施等、

がある。課題としては、子どもたちと相談しつつ、子どもたちが実際に人権オンブズパーソン制度を気楽に利用したいと考えることができるようになることをめざした広報媒体の作成と配布方法（広報媒体の選択を含む）を工夫することが必要である。

（２）施策の方向２ 「子どもの意見表明・参加の促進」について

【推進施策８】は、子どもが自分の考えや意見が言えることを保障するものである。川崎市子ども会議を活性化し、行政区・中学校区子ども会議等との連携を図り、市政への子どもの意見表明・参加の促進である。具体的な取組として、①意見表明の場を確保し子どもを支える体制の整備、②行政区・中学校区子ども会議と連携し子ども集会等を開催して交流を支援、③川崎市子ども会議のホームページ等の広報を充実させ参加の促進等、がある。

意見表明の場を確保し、交流にも配慮しながら自主的な活動への支援を行い、市長報告等の成果をあげている。自主的な活動の具体的内容も知りたいところであり、ホームページやポスター、チラシなどの広報による効果の検証も望まれる。また、市長への提言に向けた活動の活性化や、広く子ども会議の活動等を周知することが求められる。

【推進施策９】は、学校における意見表明・参加の促進である。具体的な取組として、①学校教育推進会議等、学校における意見表明・参加の取組とその効果を実践につなげる支援、②権利学習の充実と子どもの参加意欲の促進等、がある。

学校内に子どもが意見表明できる場の設置は評価したいが、意見表明がどの程度保障されているのか触れられていない。学校教育推進会議が開かれた学校づくりの推進への貢献度が高いという評価があり、成果と捉えられている。課題もそれに関連したものであり、子どもの権利という視点での事業取組が望まれる。

②については、川崎の実態に合わせた実践事例集「かわさきKタイム」を作成し、研修等で活用したり、子どもの権利学習資料としての「かがやき」を権利に関する週間に使用できるよう配布するなど工夫が見られるが、子どもの権利学習の結果として得られた成果も加わることが望まれる。

【推進施策１０】は、地域において自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるように環境整備に努めるものであり、子どもとしての考えや意見を表明しながら活動できる環境を作ることである。具体的な取組として、①市公式ホームページ上の子どもの向け情報提供の充実、②子どもの視点での情報発信、③子ども夢パークにおける自主的・自発的活動の支援、④子ども向けの広報や副読本の作成などの社会参加につながる啓発事業の促進等、がある。

子ども自ら検索できるホームページを充実させ、子どもにわかりやすい表現で、市政や区の情報発信をし、社会参加につなげる配慮は評価できるが、どれだけ子どもたちに活用されているのか、アクセス数を元に数字で表わしたり、寄せられた意見の扱いについて表記するなどの工夫が求められる。③については、意見表明と参加を実践する事業を行っており、施設の管理運営にも反映させていることは評価できる。ただ、計画どおり実施したことを成果とするのではなく、実施した結果を成果とすべきである。④については、子どもの社会参加と捉えることはできるが、学習の場の提供という印象が強い。子どもの権利の視点での取組が求められる。

【推進施策11】は、個別に支援を必要としている子どもたちの意見表明や参加ができるために、さまざまなサポート体制の整備を進めるものである。具体的な取組として、①一時保護所の子どもへの学習支援、②外国籍親子育児教室の開催、外国語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣等、③地域における、多文化共生に関わる取組の支援、④子どもに関する施設が発行するお知らせにルビ振りを推進し、多文化・多言語に配慮、⑤統合保育、特別支援教育、生涯学習を推進し、障害のある子どもの意見表明・参加を支える、⑥障害のある子どもが地域活動に参加しやすいように、各種障害福祉サービスを整備、⑦「こころのかけはし相談員」や「スクールカウンセラー」の配置等をとおして、不登校の子どもへの支援や不登校に陥らないような対策を進める等、がある。

この多くの取組は、児童養護施設での子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等に対して、さまざまな角度からの配慮や支援がされていることは評価できる。今後もより広く深く進められることが望まれる。その中で、事業概要として「多文化共生社会推進指針及び外国人教育基本方針に基づき」とあったり、④の取組の中で、一部に施策や取組内容に結びつく判断できない事業があったり、子どもの権利を視点とした取組の推進がより望まれる。

【推進施策12】は、乳幼児が、安心しておとなと関われ、子ども同士の交流もできるような環境整備をし、乳幼児を持つ親等への支援をするものである。具体的な取組として、①子どもの思いを受け止め、安心して子育てできる支援、②地域子育て支援センターの充実、③こども文化センターにおける子育て支援、④すくすく子育てボランティア事業、⑤母子健康手帳や両親学級での子どもの権利の広報啓発、⑥保育園での保護者への子どもの権利の啓発等、がある。

社会的にも子育て支援が求められている中で、男性育児参加促進・発達支援・子育てセミナー・フリースペース提供・子育て情報誌発行・支援者養成など、数多くの子育て支援事業が存在している意義は大きい。子どもの権利を保障するために、おとなに対しての支援事業を行っている」と解釈できる。しかし、子どもの権利の視点で事

業を推進していることが、評価表から読み取れない事業もある。その中で、⑤と⑥は、子どもの権利の広報啓発の取組であり評価したい。

【推進施策13】は、意見表明・参加の意義や支援のあり方について啓発に努めるものである。具体的な取組として、①地域における子ども参加を支える人への支援、②子どもの権利の日事業の充実、③子どもの権利に関する認識を深めるためのおとな対象の学習、④児童養護施設等の職員及び里親への研修等、がある。

この施策は、子どもの権利条例そのものを啓発するものであり、講師派遣や、職員・教職員研修、乳児院・児童養護施設等の職員研修支援の中では、そのことを含めて事業が推進されており評価したい。しかし、子育て情報誌の発行等については、情報発信にとどまっているところが多く、子どもの権利条例についての啓発内容が掲載されている様子がうかがえない。また、PTA活動研修においてはPTA活動の活性化を図っており、家庭教育推進事業は家庭・地域の教育力向上とあるが、③の、子どもの権利に関するおとな対象の学習につながっていない。PTA活動研修や家庭教育推進事業を進める際には、子どもの権利学習を基本におくことを望みたい。

（3）施策の方向3 「子どもの居場所づくりの促進」について

本市における「子どもの居場所」である施設の多くが、指定管理者による運営である。そこで、個々の施設において、【推進施策】や具体的な事業の概要、実施目標が正確に理解され（伝えられ）、かつ、適切に事業が実施されているかを、所管局による報告から読み取るのは困難である（指定管理施設の実態に即した報告の方法の導入が望ましい）。どの居場所であっても、子どもたちがその居場所の運営に安心して参加できるよう、さまざまな方向からの環境整備がなされることを望む。

【推進施策14】は、子どもが利用する施設（＝子どもの居場所）において、その運営や事業に子どもたちの参加を一層進め、安心して過ごせるよう、環境の整備を進めるものである。具体的な取組としては、①子ども夢パークでの広報紙発行と「子ども運営委員会」の充実、②こども文化センター・わくわくプラザでの広報紙の発行と「子ども運営会議等」「運営協議会」の充実、③こども文化センター及びわくわくプラザ室の狭あい解消等施設整備、④青少年施設における子ども運営委員会、等がある。

この施策は、子どもの居場所となる施設の管理・運営と事業実施及び環境整備に子どもの参加を進めるものである。しかし、各委員会や会議の子ども参加への配慮や、どのような意見が出て、検討・協議がなされ、事業に反映されたのか、実施の詳細まではわからない。また、59館あるこども文化センター（民間児童館を含む）、

113か所あるわくわくプラザで、すべて同じように実施できているのか、明確ではない。

【推進施策15】は、地域における中高生年代の子どもの居場所づくりを推進するものである。具体的には、①子ども夢パークの音楽スタジオ利用等による中高生年代の居場所づくりの推進、②文化・芸術活動をとおした居場所づくりの推進、③こども文化センターへの音楽室設置による中高生の居場所づくりを促進、④障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービス、等がある。

この施策は、文化・芸術活動を通じた中高生の居場所づくりといった文化的一面と、障害のある中高生の放課後支援といった生活的支援の一面を持っている。①～③については、中高生全体に対する音楽スタジオ・室の知名度や利用率・参加率がどの程度であるか、情報の公平さが問われる。舞台事業については、どの程度の成果を見込んだ事業実施なのか評価が必要かと思われる。④については、ニーズに対しての達成度を示し、課題解決については関係機関と調整に取り組む必要がある。

【推進施策16】は、不登校の子どもの安心できる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めるものである。具体的には、①適応指導教室（ゆうゆう広場）の充実、②不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図る、③不登校対策連絡協議会の充実と特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進め、不登校の子どもの居場所づくりを推進する、等とある。

この施策は、適応指導教室、教育相談員、メンタルフレンド、NPO法人職員、心のかけはし相談員、スクールカウンセラーと、多様な立場で、不登校の未然防止、早期解決、ありのままの自分でいられる居場所づくり、不登校の子どもへの情報提供に取り組んでいるが、事業実績とその成果及び課題をどのように解決するのか、それぞれの不登校の子どもの居場所の情報が不登校対策連絡協議会で共有されているのか、関係機関の連携が必要と思われる。また、福祉的観点の欠かせない子どもに対応するためには、教育・福祉との連携の必要がある。

【推進施策17】は、子どもが利用する施設等のバリアフリー化、障害のある子どもが活動しやすい環境整備、子ども同士の交流を進めるものである。具体的には、①子どもが利用する施設のバリアフリー化の推進、②障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスの充実、③特別支援教室や特別支援学校との相互交流、等とある。

この施策は、①ではすべての施設がバリアフリー化され、あらゆる子どもが安心して活動できる環境と支援する職員体制が求められる。また、②障害のある子どもたちへの各種障害福祉サービスについては、市障害福祉計画「かわさきノーマライゼーションプラン」の目標の達成や利用実績が実施目標を大きく上回るなど、成果がみられ

る。また、改正児童福祉法への対応や利用者が速やかにサービスを選択利用できるようにするなど、各事業所との連携を課題としている状況は評価したい。③は、特別支援学校と小中学校等の間で、総合的な学習の時間等を使った交流教育の充実を図っており、特別支援学級と通常級においてもさまざまな場面で実施された。特別支援学校における居住地交流について、今後さらなる充実が求められる。

【推進施策18】は、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関等との連携を支援するものである。具体的な取組としては、①子ども夢パーク、こども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等の支援、②校長会、保育園長を対象とした研修会の実施、③私立幼稚園への啓発、④青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供の充実と連携の促進、⑤学校におけるスクールカウンセラーの活用の促進と教職員の研修の充実、⑥子育てに関する情報交換を充実し、関係団体・機関等のネットワーク化の推進、等とある。

この施策は、①～⑤で実際に行われている研修や情報提供が、「子どもの権利」に則した内容であるかが重要である。また、施設や学校・保育園・青少年育成関係団体や市民グループ等で、子ども（や保護者等）に関わるボランティア等への、啓発や研修、情報提供が必要であると思われる。⑤では、学校におけるスクールカウンセラーの活用とあるが、多数ある学校、子どもたちのニーズに対応できているのか、教職員との情報共有・連携がどの程度行われているのか、また、孤立しがちな子育て環境にある保護者への相談体制の整備が急務であると考えられる。区役所こども支援室の行う幼・保・小連携事業において、幼稚園に通わない・保育園・自主保育・外国籍等の幼児親子への支援体制があるか、地域ニーズに合わせた広報や運営方法の工夫が必要かと思われる。

（４）施策の方向４ 「子どもの権利に関する意識の向上」について

【推進施策19】では、学校及び学校以外での子どもの権利学習の推進と支援、条件整備について定めている。具体的取組として、学校については、①子どもの権利学習のカリキュラムの中での位置づけ、教材の開発、教育・学習方法研究への支援、②子どもが権利侵害から自らを守るための参加型学習のための講師派遣、学校以外では、③子ども会議や夢パークでの権利学習支援がある。また、④子どもに、ホームページを通じて情報提供することが企図されている。

実施目標に対する平成22年度の実施状況としては、教材等の作成と配布、活用は、計画どおりなされているものと評価できる。子どもが、権利侵害から自らを守る参加型の学習の実施状況も良好であり、一定の成果をあげている。他方で、子どもの権利についての学習を子どもの権利の日の週間にあわせ、学校公開を機会として、広く保護者・地域住民を巻き込むことについては、担当者への働きかけにとどまり、十分な成果があげられていないようである。なお、総じて子どもの権利学習のカリキュラム上の位置づけが必ずしも明確ではなく、工夫が望まれる。

子ども夢パークや川崎市子ども会議の事業は川崎市の特徴的な取組であり、定期的になされ、活動の活性化に課題は残されているが、成果もあげられている。子ども向けホームページは、子ども参加や、啓発、学習支援への効果は十分に検証されていないが、より親しみやすいページにすることが課題としてあげられている。

【推進施策20】は、個別の支援を必要とする子どもの権利の啓発、学習の支援である。具体的取組として、①日本語を母語としない子どもへの日本語指導、②個別の支援を必要とする子どもの権利学習の工夫、③児童養護施設での子どもの権利ノートの周知、活用があげられている。

日本語指導については、学校での学習支援、そのための日本語指導等協力者の派遣が行われ、日本の生活習慣になじむのに苦労をしたり、日本語指導が必要となる子どもの支援について、その成果が認められる。子どもが日本語の習得を必要とするケースには、背景が多様であり、柔軟に対応することが課題としてあげられている。

他方、個別の支援を必要とする子どもの権利学習の工夫については、子どもの権利学習資料等の配布があげられているが、そもそも、個別の支援を必要とする子どもの権利学習支援のための事業としての特徴が見られず、この観点からの評価もなされていない。子どもたちの実情に合わせた事業の取組が望まれる。

児童養護施設での子どもの権利ノートの周知、活用については、おおむねその配布がなされていることが認められるが、その結果として子どもの権利保障が図られたかどうかについては十分な検証がなされているかどうかは不明である。

【推進施策21】は、おとなを対象とした子どもの権利学習についての施策であり、学校、社会教育、母子保健事業等での推進が期待されており、職員の啓発、研修も合わせて位置づけられている。具体的取組として、①かわさき子どもの権利の日事業の充実、②子どもの権利の日に関する週間を中心とした権利学習の公開授業の推進、③「子どもの権利Q&A」の利用促進、「参加体験型権利学習事例集」の作成・配付、④子どもの権利条例パンフレットの効果的配布・活用、⑤行政職員研修への子どもの権利に関する視点の導入、⑥保育園での子どもの権利に関する職場研修の実施、⑦児童虐待防止講演会の開催や、母子保健事業等における子どもの権利に関する啓

発、⑧地域における子どもの権利に関する情報提供や啓発、⑨親、教職員等、おとな対象の情報提供や研修等の充実がある。

まず①②では、「かわさき子どもの権利の日」の事業そのものとして、市民と行政の協働のもと、当該日の前後1か月に実施され、主として「かわさき子どもの権利の日のつどい」が実施されている。条例制定10周年の事業として集客数に成果がみられたが、条例の認知度が低いことが課題としてあげられている。子どもの権利の日を中心とした子どもの権利に関する週間の事業としては、学校公開を通じた権利学習の機会の提供があげられているが、担当者への働きかけにとどまり、事業自体も一般的な授業参観にとどまっている。「つどい」の実施にとどまらず、これを中心として広報・啓発の事業が重層的に工夫されることが望まれる。

③④では広報・啓発の一環として、教材等の作成・配布が位置づけられている。

「子どもの権利Q&A」の作成・配布では、十分な活用ができたかどうかについては検証がなされていない。子どもの権利条例のパンフレットの作成・配布も実施されているが、配布だけで終わらないような活用の方法が課題とされている。

次に、子どもの権利についての、または子どもの権利の視点を取り入れた職員等への研修事業があげられている。③では、学校での体罰防止の研修はその継続的实施がなされている。また、子どもの参加・体験型学習とその実施のためのファシリテーター養成があげられており、一定程度実施されている。⑤⑥で、子どもの権利に関する職場での研修についても、総合教育センター研修、職員研修所主催の若手職員研修、保育園、幼稚園の園長会、病院の新規採用看護職員研修、こども文化センターの学習会等への講師派遣など多くの場で実施がなされている。今後も引き続き実施されることが望まれ、子どもの権利の視点を踏まえて、一層充実したものとして展開されることが期待される。

三つめとして⑦では、母子保健を中心とした子ども家庭分野での啓発事業があげられている。母子保健において、保健指導、相談の充実、母子健康手帳への子どもの権利の記載、同手帳交付時の取組、両親学級への参加促進などの取組がなされている。また、児童虐待防止の市民向け、関係機関向けの研修もなされている。この分野での取組は重要であり、児童虐待防止はもとより、子どもの権利の視点を入れた関係職員への研修も含めた今後の継続的な取組が求められる。

⑧においても、地域における子どもの権利の啓発事業は、各区で実施されている。区の特性に合わせて今後も工夫がなされるとともに、子どもの権利のための独自事業の一層の充実と、関係事業における子どもの権利の視点をより明確にし、実施、評価がなされる必要がある。